

# 募集株券等の配分に係る規制の見直しのための「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正について（案）

平成 24 年 6 月 20 日  
日 本 証 券 業 協 会

## I. 改正の趣旨

本協会では、いわゆる親引けをはじめとする、有価証券の引受けを行う際の配分に係る規制のあり方について検討するため、「募集株券等の配分に係る規制のあり方に関する検討分科会」を設置し、平成 23 年 10 月から 12 月にかけて 7 回にわたる議論の結果、平成 24 年 1 月 12 日に報告書「配分ルールのあり方について」を取りまとめた<sup>1</sup>。

今般、この報告書で議論の結果として導き出された方向性を自主規制規則において具体化するため、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部について改正することとする。

### 【以下における凡例】

「配分規則」：株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則

「引受け規則」：有価証券の引受け等に関する規則

「引受け細則」：「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則

## II. 改正の骨子

### 1. 配分規則

(1) 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該募集等の引受け等に係る株券等の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資家に偏ることのないよう努めなければならないこととする。  
(第 2 条第 1 項)

(2) 原則禁止とされている親引け<sup>2</sup>が例外的に許容される要件として、①当該親引けを行ったとしても前述(1)に反する配分にならないと当該引受け会員が判断したこと、②当該株券等の発行者が、当該親引けについて、親引け予定先の状況、当該親引けに係る株券等の譲渡制限、発行条件に関する事項、当該親引け後の大株主の状況、株式併合等の予定の有無及び内容、その他参考になる事項を、有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表すること、並びに、③当該募集に係る払込期日等から 180 日を経過す

<sup>1</sup> 報告書は、次の URL にて公表している。

[http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/files/haibun\\_houkokusyo-1.pdf](http://www.jsda.or.jp/shiryo/houkokusyo/files/haibun_houkokusyo-1.pdf)

なお、平成 24 年 1 月 17 日から同年 2 月 7 日まで、報告書についてパブリック・コメントを募集し、その結果は同年 3 月 1 日に次の URL にて公表している。

[http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/files/houkokusho\\_kaitou.pdf](http://www.jsda.or.jp/katsudou/public/kekka/files/houkokusho_kaitou.pdf)

<sup>2</sup> 発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。

る日まで継続して所有することの確約を主幹事会員が親引け予定先から書面により取り付けること、を掲げることとする。 (第2条第2項第1号から第3号まで)

- (3) 並行第三者割当 (引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して行われる、当該株券等の発行者が発行する株券等の第三者割当をいう。以下同じ。)が行われる場合、当該引受会員は当該発行者に対し、前述(2)①及び③の趣旨を尊重して当該並行第三者割当を行うよう要請しなければならないこととする。 (第2条第3項)
- (4) 後述(6)及び(7)により提供することとする配分先情報 (後述(6)の配分先情報をいう。(5)において同じ。)に係る顧客 (個人を除く。以下この(4)から(7)までにおいて同じ。)は、銀行、投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び投資法人の一部、保険会社並びに外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号の非居住者 (個人を除く。)等とする。 ([改正後]第5条第1項)
- (5) 主幹事会員 (主幹事会員が2社以上ある場合は、そのうち代表する1社 (以下この(5)において「代表主幹事会員」という。))。以下この(5)から(8)までにおいて同じ。)は、銀行、投資助言・代理業又は投資運用業を行う金融商品取引業者及び投資法人のうち配分先情報に係る顧客とすることが適当である者を定め、募集又は売出しに係る取締役会決議 (委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)が行われた後、遅滞なく、当該顧客の名称を他の引受会員 (引受規則第2条第10号に規定する他の引受会員をいい、主幹事会員が2社以上ある場合は代表主幹事会員以外の主幹事会員を含む。以下この(5)から(7)までにおいて同じ。)に通知するとともに、所定の様式により本協会に届け出なければならないこととする。 ([改正後]第5条第2項)
- (6) 他の引受会員は、引受けを行った株券等の配分 (親引けによるものを除く。以下この(6)及び(7)において同じ。)を顧客に対し行った場合、当該顧客のうち前述(4)の顧客の名称及び当該顧客に配分した株券等の数量の情報 ((7)及び(8)において「配分先情報」という。)を、遅滞なく、主幹事会員に提供しなければならないこととする。 ([改正後]第6条)
- (7) 主幹事会員は、引受けを行った株券等の配分を顧客に対し行い、かつ、他の引受会員の全てから前述(6)による配分先情報の提供を受けた場合、当該顧客のうち前述(4)の顧客の配分先情報及び他の引受会員から提供を受けた配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者に提供しなければならないこととする。 ([改正後]第7条)
- (8) 主幹事会員は、前述(7)により提供する配分先情報を発行者が受領する場合、当該配分先情報を漏えいすることのないよう当該発行者において適切に管理されることの確約を、当該発行者から書面により取り付けるものとする。 ([改正後]第8条)
- (9) 募集等の引受け等を行った株券等の配分に関する社内規則に、配分先情報の提供の方法について規定するものとする。 ([改正後]第10条第2項第12号)
- (10) 株券等の配分に関する基本方針及び社内規則の本協会への提出を、本協会が求める場合に限ることとする。 ([改正後]第9条第3項及び第4項、[改正後]第10条第3項)
- (11) 会員は、我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合において、

当該会員の海外関連会社による引受けを斡旋する場合には、当該海外関連会社に対し、親引けに関しては前述(2)に定めるところに、並行第三者割当に関しては前述(3)に定めるところに、それぞれ準じるとともに、前述(4)から(8)までに定めるところに準じて配分先情報の発行者に対する提供が行われるよう、要請を行うものとする。

(〔改正後〕第14条)

(12) 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、配分規則に関し、報告又は資料の提出を求めることができることとするとともに、会員は、この報告又は資料の提出の求めに応じなければならないこととする。

(〔改正後〕第15条)

(13) 不動産投資信託証券の募集又は売出しの取扱い（並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開示されているものに限る。）については、この規則を適用しないものとする。

(〔改正後〕第16条)

(14) その他所要の規定の整備を図ることとする。

## 2. 引受規則、引受細則

(1) 配分規則における前述1.の規定の整備に伴い、引受規則及び引受細則において公正な配分に関して定めている規定を削る。

(引受規則〔現行〕第5章、引受細則〔現行〕第15条)

(2) 前述(1)に伴い、関係する規定につき、所要の整備を行うこととする。

(引受規則〔現行〕第2条第23号、〔改正後〕第36条第2項、〔改正後〕第39条第1号、第3号及び第8号、〔現行〕第39条第8号)

(3) 引受審査に関する社内規則及び社内マニュアルの本協会への提出を、本協会が求める場合に限ることとする。

(引受規則第6条第4項)

(4) 引受会員又は代表引受会員が株券等の募集の引受けを行う場合における当該株券等の募集に関する記者発表資料の提出を、新規公開において行うものに限ることとする。

(引受細則〔改正後〕第16条第1項第1号)

(5) その他所要の規定の整備を図ることとする。

## Ⅲ. 施行の時期

この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。

パブリック・コメントの募集スケジュール等

(1) 募集期間及び提出方法

① 募集期間：平成24年6月20日(水)から平成24年7月3日(火)17:00まで(必着)

② 提出方法：郵便又は電子メールにより下記までお寄せください。

郵便の場合：〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町1-5-8

日本証券業協会総務部 宛

電子メールの場合：public@wan.jsda.or.jp

(2) 意見の記入要領

件名を「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」等の一部改正に対する意見」とし、次の事項を御記入のうえ、御意見をご提出ください。

① 氏名又は名称

② 連絡先（電子メールアドレス、電話番号等）

③ 法人又は所属団体名（法人又は団体に所属されている場合）

④ 意見の該当箇所

⑤ 意見

⑥ 理由

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 自主規制1部（TEL 03-3667-8647）

以 上

「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」の一部改正について（案）

平成 24 年 6 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;"><b>第 1 章 総 則</b></p> <p>（目的）  <b>第 1 条</b> この規則は、協会員による株券等（「有価証券の引受け等に関する規則」（以下「引受規則」という。）第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の募集（引受規則第 2 条第 25 号に規定するコミットメント型ライツ・オファリングに係るものを除く。以下同じ。）若しくは売出し（目論見書又は会社内容説明書（「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 3 号に規定する会社内容説明書をいう。以下同じ。）を作成するものに限る。以下同じ。）の引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、<u>当該株券等の円滑な消化を図りつつ、顧客への適切な配分を実現することを目的とする。</u></p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>（目的）  <b>第 1 条</b> この規則は、協会員による株券等（「有価証券の引受け等に関する規則」第 2 条第 1 号に規定する株券等をいう。以下同じ。）の募集若しくは売出し（目論見書又は「店頭有価証券に関する規則」第 2 条第 3 号に規定する会社内容説明書を作成するものに限る。以下同じ。）の引受け、募集若しくは売出しの取扱い又は売出し（以下「募集等の引受け等」という。）を行うに当たって、<u>株券等を広い範囲の投資者へ円滑に消化することを図りつつ、顧客への公平な配分を実現することを目的とする。</u></p>
<p style="text-align: center;"><b>第 2 章 適切な配分</b></p> <p>（適切な配分）  <b>第 2 条</b> 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、<u>市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案したうえで、当該募集等の引受け等に係る株券等の配分が、公正を旨とし、合理的な理由なく特定の投資家に偏ることのないよう努めなければならない。</u></p> <p><b>2.</b> <u>引受会員（引受規則第 2 条第 8 号に規定する引受会員をいう。以下同じ。）は、株券等の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）を行ってはならない。ただし、次の各号に掲げるすべての要件に該当する場合は、この限りではない。</u></p> <p><b>1</b> <u>当該親引けを行ったとしても前項の規定に反する配分にならないと当該引受会員が判断したこと。</u></p> <p><b>2</b> <u>当該株券等の発行者が、当該親引けについて、親引け予定先（当該親引けによる配分を予定している者をいう。以下同じ。）の状況（親引け予定先の概要、発行者と親引け予定先との間の関係、親引け予定先の選定理由、親引けしようとする株券等の</u></p>	<p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p> <p>（公平な配分）  <b>第 2 条</b> 協会員は、募集等の引受け等を行うに当たっては、<u>株券等を不特定多数の投資者に広く消化することに努めつつ、公平を旨とする配分を行うこととする。</u></p> <p style="text-align: center;">（ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p>数、当該親引けに係る株券等の保有方針、親引け予定先における払込みに要する資金等の状況及び親引け予定先の実態をいう。)、当該親引けに係る株券等の譲渡制限、発行条件に関する事項、当該親引け後の大株主の状況、株式併合等の予定の有無及び内容、その他参考になる事項を、有価証券届出書又は発行登録書の提出後において適切に公表すること。</p> <p>3 <u>当該募集に係る払込期日若しくは払込期間の最終日又は当該売出しに係る受渡期日から 180 日を経過する日まで継続して所有することの確約を、主幹事会員（引受規則第 2 条第 9 号に規定する主幹事会員をいう。以下同じ。）が親引け予定先から書面により取り付けること。</u></p> <p>3 <u>並行第三者割当（引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して行われる、当該株券等の発行者が発行する株券等の第三者割当（企業内容等の開示に関する内閣府令第 19 条第 2 項第 1 号ヲに規定する第三者割当をいう。なお、同ヲ中「株券、新株予約権証券及び新株予約権付社債券」とあるのは「株券等」と読み替えるものとする。以下同じ。）をいう。以下同じ。）が行われる場合、当該引受会員は当該発行者に対し、前項（同項第 2 号を除く。）の規定の趣旨を尊重して当該並行第三者割当を行うよう要請しなければならない。</u></p> <p><b>第 3 章 新規公開に際して行う個人顧客への配分</b></p> <p>（新規公開の際の一部抽選）</p> <p>第 3 条 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>（集中配分及び不公正配分の禁止）</p> <p>第 4 条 （ 現 行 ど お り ）</p> <p><b>第 4 章 配分先情報の提供</b></p> <p>（配分先情報に係る顧客）</p> <p>第 5 条 <u>次条及び第 7 条の規定により提供することとする配分先情報（次条に規定する配分先情報をいう。以下この条において同じ。）に係る顧客（個人を除く。以下この章において同じ。）は、次の各号に掲げる者とする。</u></p> <p>1 <u>次に掲げる者のうち配分先情報に係る顧</u></p>	<p></p> <p></p> <p></p> <p>（ 新 設 ）</p> <p></p> <p>（ 新 設 ）</p> <p>（新規公開の際の一部抽選）</p> <p>第 3 条 （ 省 略 ）</p> <p>（集中配分及び不公正配分の禁止）</p> <p>第 4 条 （ 省 略 ）</p> <p></p> <p>（ 新 設 ）</p> <p></p> <p>（ 新 設 ）</p>



改 正 案	現 行
<p><u>第1項の顧客の配分先情報及び他の引受会員から提供を受けた配分先情報を、遅滞なく、当該株券等の発行者に提供しなければならない。</u></p> <p><u>(提供した配分先情報に係る発行者における管理)</u></p> <p><u>第8条</u> 主幹事会員は、前条の規定により提供する配分先情報を発行者が受領する場合、当該配分先情報を漏えいすることのないよう当該発行者において適切に管理されることの確約を、当該発行者から書面により取り付けるものとする。</p> <p><u>第5章 配分に関する基本方針及び社内規則</u></p> <p><u>(配分の基本方針の策定及び公表)</u></p> <p><u>第9条</u> ( 現行どおり )</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 協会員は、店頭における掲示又は当該協会員のホームページにおける表示等、適切な方法により、<u>基本方針の内容</u>を投資者へ周知しなければならない。</p> <p>4 <u>協会員は、本協会が求める場合には、基本方針を本協会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(社内規則の制定)</u></p> <p><u>第10条</u> ( 現行どおり )</p> <p>2 社内規則には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。</p> <p>1 } } ( 現行どおり )</p> <p>11</p> <p><u>12 配分先情報の提供の方法</u></p> <p><u>13</u> ( 現行どおり )</p> <p><u>14</u> ( 現行どおり )</p> <p>3 協会員は、<u>本協会が求める場合には、社内規則を本協会に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(社内管理体制の充実)</u></p> <p><u>第11条</u> ( 現行どおり )</p> <p style="text-align: center;"><u>第6章 雑 則</u></p> <p><u>(記録の保存等)</u></p> <p><u>第12条</u> ( 現行どおり )</p>	<p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p><u>(配分の基本方針の策定及び公表)</u></p> <p><u>第5条</u> ( 省 略 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 協会員は、<u>基本方針を本協会へ届け出るとともに、店頭における掲示又は当該協会員のホームページにおける表示等、適切な方法により、その内容</u>を投資者へ周知しなければならない。</p> <p>4 <u>本協会は、協会員から届出を受けた基本方針を取りまとめ、公表する。</u></p> <p><u>(社内規則の制定)</u></p> <p><u>第6条</u> ( 省 略 )</p> <p>2 社内規則には、次の各号に掲げる事項について、できるだけ詳細かつ具体的に規定するものとする。</p> <p>1 } } ( 省 略 )</p> <p>11 ( 新 設 )</p> <p><u>12</u> ( 省 略 )</p> <p><u>13</u> ( 省 略 )</p> <p>3 協会員は、<u>社内規則を本協会へ届け出なければならない。</u></p> <p><u>(社内管理体制の充実)</u></p> <p><u>第7条</u> ( 省 略 )</p> <p style="text-align: center;">( 新 設 )</p> <p><u>(記録の保存等)</u></p> <p><u>第8条</u> ( 省 略 )</p>

改 正 案	現 行
<p>(配分状況の公表)  <b>第 13 条</b> ( 現行どおり )</p> <p><u>(外国における募集又は売出しについての準用)</u>  <b>第 14 条</b> 会員は、我が国の発行者が外国において株券等の募集又は売出しを行う場合において、当該会員の海外関連会社（金融商品取引業等に関する内閣府令第 177 条第 6 項に定める関係会社である外国法人をいう。）による引受けを斡旋する場合には、当該海外関連会社に対し、親引けに関しては第 2 条第 2 項に定めるところに、並行第三者割当に関しては同条第 3 項に定めるところに、それぞれ準じるとともに、第 4 章に定めるところに準じて配分先情報の発行者に対する提供が行われるよう、要請を行うものとする。</p> <p><u>(本協会への報告)</u>  <b>第 15 条</b> 本協会は、必要があると認めるときは、会員に対し、この規則に関し、報告又は資料の提出を求めることができる。  <b>2</b> 会員は、前項に規定する報告又は資料の提出の求めに応じなければならない。</p> <p><u>(この規則の一部の適用除外)</u>  <b>第 16 条</b> 不動産投資信託証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号に掲げる投資信託の受益証券又は同項第 11 号に掲げる投資証券であって、投資者の資金を主として不動産等に対する投資として運用することを目的とするものをいう。）の募集又は売出しの取扱い（並行第三者割当以外の第三者割当であり、かつ、割当先が開示されているものに限る。）については、この規則を適用しないものとする。</p>	<p>(配分状況の公表)  <b>第 9 条</b> ( 省 略 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p>
<p><b>付 則</b></p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。</p>	

「有価証券の引受け等に関する規則」の一部改正について（案）

平成 24 年 6 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(目的)	(目的)
第 1 条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券の募集又は売出し（目論見書を作成するものに限る。第 33 条及び第 36 条第 1 項を除き、以下同じ。）の引受け（以下「引受け」という。）並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。	第 1 条 この規則は、会員が国内において行う株券等及び社債券の募集又は売出し（目論見書を作成するものに限る。 <u>第32条、第33条</u> 及び第36条第1項を除き、以下同じ。）の引受け（以下「引受け」という。）並びに協会員が国内において行う株券等の募集又は売出しの取扱いに関し必要な事項を定め、適正な業務の運営と投資者の保護を図るとともに、資本市場の健全な発展に資することを目的とする。
(定義)	(定義)
第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。	第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
1 } ( 現 行 ど お り )	1 } ( 省 略 )
22  ( 削 る )	22  <u>23 持株会等</u> <u>金商法施行令第 1 条の 3 の 3 第 5 号に規定される権利に係る持株会、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（以下「定義府令」とする。）第 7 条第 1 項第 1 号に規定される権利に係る持株会又は定義府令第 16 条第 1 項第 7 の 2 号イからへまでに掲げるすべての要件に該当する行為を行う者</u>
<u>23</u> } ( 現 行 ど お り )	<u>24</u> } ( 省 略 )
<u>25</u>	<u>26</u>
第 2 章 適切な引受け	第 2 章 適切な引受け
第 2 節 引受体制の整備	第 2 節 引受体制の整備
(引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)	(引受審査等に係る社内規則及び社内マニュアルの整備)
第 6 条 ( 現 行 ど お り )	第 6 条 ( 省 略 )
2 ・ ( 現 行 ど お り )	2 ・ ( 省 略 )
3	3
4 引受会員は、 <u>本協会が求める場合には、第 1 項及び第 2 項に規定する社内規則及び社内マニュアルを本協会に提出しなければならない。</u>	4 引受会員は、第 1 項及び第 2 項に規定する社内規則及び社内マニュアルを本協会に <u>提出するものとする。</u>

改 正 案	現 行
( 削 る )	第 5 章 公正な配分
( 削 る )	<p style="text-align: center;"><u>(円滑な消化の促進)</u></p> <p><u>第 30 条 引受会員は、引受けを行うに当たっては、市場の実勢、投資需要の動向等を十分に勘案し、必要に応じ、引受団又は販売団を随時編成する等円滑な消化に努めなければならない。</u></p>
( 削 る )	<p style="text-align: center;"><u>(配分の公平化)</u></p> <p><u>第 31 条 引受会員が株券等の引受けを行う場合又は協会員が株券等の募集若しくは売出しの取扱いを行う場合、当該協会員は個人投資家等への広く公平な消化を促進し、公正を旨とした配分を行うよう努めなければならない。</u></p>
( 削 る )	<p><u>2 協会員は、前項の場合における株券等を投資者に配分するに当たっては、「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に基づき適正に行わなければならない。</u></p>
( 削 る )	<p><u>3 引受会員は、株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる場合を除き、親引け（発行者が指定する販売先への売付けをいい、販売先を示唆する等実質的に類似する行為を含む。以下この項及び次項において同じ。）を行ってはならない。なお、親引けを行う場合は、当該親引けの対象者、当該親引けが次の各号のいずれかに該当する理由及び当該親引けの数量その他細則で定める事項を発行者が発表資料で公表したものでなければならない。</u></p> <p><u>1 連結関係又は持分法適用関係にある支配株主がその関係を維持するために必要な場合（優先出資証券又は外国株信託受益証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合）</u></p> <p><u>2 企業グループ全体での持株比率を維持するために必要な場合（当該企業グループの具体的な範囲及び持株比率並びに企業グループ各社間における出資、人事、資金、技術、取引等の関係を発行者が発表資料で公表した場合に限る。）（優先出資証券又は外国株信託受益証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合）</u></p> <p><u>3 業務提携の関係にある株主がその持株比率を維持するため又は当該関係を形成しよ</u></p>

改 正 案	現 行
( 削 る )	<p><u>うとする者が一定の株式を保有するために必要な場合（当該業務提携及びそのために株式を保有しなければならない旨が契約書等（締結することが確実となっているものを含む。）により確認できる場合に限る。）（優先出資証券又は外国株信託受益証券の引受けを行うに当たっては、これに相当する場合）</u></p> <p><u>4 株券の募集又は売出しの場合で、当該募集及び売出しに係る株式数の10%を限度として持株会等を対象とするとき。</u></p> <p><u>5 発行者（連結子会社又は持分法適用会社を含む。）の取締役（委員会設置会社の場合には執行役を含み、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、会社に対し法律上又は契約上影響力を及ぼし得る権限又は責任を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含む。）、監査役又は従業員若しくはその予定者に報酬、給与又は賞与として新株予約権を配分する場合（新株予約権の譲渡価額に相当する金額をあらかじめ又は同時に支給したうえで新株予約権を譲渡するとき及び新株予約権の譲渡による払込金が信託口座等に預託され新株予約権の行使が行えない場合には当該払込金に金利を付して返済することが契約等で保証されているとき等を含む。）</u></p> <p><u>4 引受会員は、不動産投資信託証券の募集又は売出しの引受けを行うに当たっては、次の各号に掲げる者に対して割り当てる場合（その事実を発表資料で公表した場合に限る。）を除き、親引けを行ってはならない。</u></p> <p><u>1 当該不動産投資信託証券が投資証券である場合は、当該投資証券の発行者である投資法人の委託を受けてその資産の運用に係る業務を行う投資信託委託会社</u></p> <p><u>2 前号に掲げる者の株主（次号に掲げる者を除く。）</u></p> <p><u>3 第1号に掲げる者の親会社等（一の会社の親会社及び一の会社が他の会社の関連会社である場合における当該他の会社をいう。）及び当該親会社等の親会社等</u></p> <p><u>4 当該不動産投資信託証券に係る委託者指図型投資信託の投資信託財産（投資信託及び投資法人に関する法律第3条第2号に規定するものをいう。）又は投資法人の資産として不動産等を当該委託者指図型投資信託又は当該投資法人に対して譲渡した者又</u></p>

改 正 案	現 行
<p>( 削 る )</p> <p>( 削 る )</p> <p>( 削 る )</p>	<p>は譲渡することに合意している者</p> <p><u>5 前号に掲げる者が財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第7項に規定する特別目的会社（当該特別目的会社に出資している特別目的会社を含む。）である場合には、それに出資している者</u></p> <p><u>6 第4号に掲げる者が資産の流動化に関する法律第2条第13項に規定する特定目的信託である場合には、その受益証券の権利者</u></p> <p><u>5 第1項から第4項までの規定の取扱いについては、細則をもって定める。</u></p> <p><u>（引受けを伴わない行為が並行する場合の取扱い）</u></p> <p><u>第32条 引受会員が引受けを行う株券等の募集又は売出しと並行して、会員による引受けを伴わずに当該株券等と同一の銘柄の株券等（以下この条において「当該同一の銘柄の株券等」という。）の募集、私募又は売出しが行われる場合（グリーンシュエーションに係るものであるときを除く。）、当該引受会員は当該株券等の発行者に対し、当該同一の銘柄の株券等の割当先を前条第3項各号又は第4項各号の範囲に限定するよう要請しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項の場合、第12条から第17条まで、第19条及び第20条から第23条までの規定には、会員による引受けを伴わない当該同一の銘柄の株券等の募集及び私募に係るものを含むものとする。</u></p>
<p><b>第5章 コミットメント型ライツ・オフリング</b></p> <p>（新株予約権証券の取得状況の開示） <u>第30条</u> （ 現行どおり ）</p> <p>（議決権の行使制限） <u>第31条</u> （ 現行どおり ）</p> <p>（流動性の確保） <u>第32条</u> （ 現行どおり ）</p> <p><b>第6章 雑則</b></p> <p>（この規則によらない引受け等） <u>第36条</u> （ 現行どおり ）</p> <p><u>2 「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」第2条第3項に規</u></p>	<p><b>第5章の2 コミットメント型ライツ・オフリング</b></p> <p>（新株予約権証券の取得状況の開示） <u>第32条の2</u> （ 省 略 ）</p> <p>（議決権の行使制限） <u>第32条の3</u> （ 省 略 ）</p> <p>（流動性の確保） <u>第32条の4</u> （ 省 略 ）</p> <p><b>第6章 雑則</b></p> <p>（この規則によらない引受け等） <u>第36条</u> （ 省 略 ） （ 新 設 ）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>定する並行第三者割当が行われる場合、第12条から第17条まで、第19条及び第20条から第23条の2までの規定には、当該並行第三者割当に係るものを含むものとする。</u></p> <p><u>3</u> ( 現行どおり )</p> <p>(この規則の一部の適用除外)</p> <p>第39条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1 新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の募集 第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項並びに第22条</p> <p>2 ( 現行どおり )</p> <p>3 「店頭有価証券に関する規則」第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第20条第3項から第5項まで、第21条、第22条及び第25条</p> <p>4 ( 現行どおり )</p> <p>7 ( 削 る )</p> <p><u>8</u> コミットメント型ライツ・オフERINGに係る新株予約権証券の募集 第21条から第23条(第20条第1項及び第2項に掲げる内容の有価証券届出書(発行登録追補書類を含む。)への記載に係る要請を除く。)まで</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。)が行われる株券等の募集及び売出しから適用する。</p>	<p>( 省 略 )</p> <p><u>2</u> ( 省 略 )</p> <p>(この規則の一部の適用除外)</p> <p>第39条 次に掲げる株券等の募集及び売出しについては、それぞれに掲げる規定を適用しないものとする。</p> <p>1 新規公開に際して行う株券又は外国株信託受益証券の募集 第20条第1項第2号、同条第3項及び第4項、第22条並びに第31条第3項第5号</p> <p>2 ( 省 略 )</p> <p>3 「店頭有価証券に関する規則」第2条第4号に規定する店頭取扱有価証券の発行者が行う株券等の募集 第20条第3項から第5項まで、第21条、第22条、第25条並びに第31条第3項及び第4項</p> <p>4 ( 省 略 )</p> <p>7</p> <p><u>8</u> <u>不動産投資信託証券の募集又は売出しの取扱い(不動産投資信託証券の募集又は売出しと並行して行われるもの以外で割当先が開示されているものに限る。)</u> 第31条第1項</p> <p><u>9</u> コミットメント型ライツ・オフERINGに係る新株予約権証券の募集 第21条から第23条(第20条第1項及び第2項に掲げる内容の有価証券届出書(発行登録追補書類を含む。)への記載に係る要請を除く。)まで及び第5章</p>

「有価証券の引受け等に関する規則」に関する細則の一部改正について（案）

平成 24 年 6 月 20 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行
<p>（株価推移等の公表）</p> <p>第 13 条 規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 95 条の 5 の 3 第 1 項に規定される<u>潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額</u>をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p>	<p>（株価推移等の公表）</p> <p>第 13 条 規則第 22 条第 1 項第 2 号に規定する「1 株当たり指標の希薄化情報」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 95 条の 5 の 2 第 2 項に規定される<u>潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益額</u>をいうものとし、「潜在株式の状況」は、株券等（優先出資証券、不動産投資信託証券及び外国株信託受益証券を除く。）の募集に係る当該株券等の発行後における同項に規定される潜在株式に係る権利の行使を仮定することにより算出した株式数（以下第 15 条第 3 号において「<u>潜在株式数</u>」という。）を当該株券等の発行直前の発行済株式数で除して得た比率とする。</p>
<p>（プレ・マーケティングの手続き）</p> <p>第 15 条 （ 現 行 ど お り ）</p> <p>（ 削 る ）</p>	<p>（プレ・マーケティングの手続き）</p> <p>第 14 条の 2 （ 省 略 ）</p>
	<p>（配分の公平化）</p> <p>第 15 条 規則第 31 条第 5 項に規定する配分の公平化の取扱いについては、次のとおりとする。</p> <p>1 <u>協会員は、規則第 31 条に定めるところによるほか、本協会が別に定めるところに従わなければならない。</u></p> <p>2 <u>規則第 31 条第 3 項第 1 号には、連結関係にある発行者が株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の募集又は売出しを行う場合に、支配株主の持株比率又は優先出資者若しくは受益者の出資比率を問わず、当該募集及び売出しに係る株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の 15% を限度として当該株券、新株予約権証券、新株予約権付社債券、優先出資証券又は外国株信託受益証券の取得をする場合を含むものとする。</u></p> <p>3 <u>規則第 31 条第 3 項第 1 号に規定する持株比率及び前号の比率の算定に当たり分母及び分子に潜在株式数及びグリーンシューオプションの行使により新たに発行される株式数を算入したか否か並びに算入したこれらの株式数を発表資料において公表しなければならない。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>(引受けの報告)</p> <p>第 16 条 規則第 33 条第 1 項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の<u>引受会員</u> (規則第 33 条第 2 項に定めるところにより<u>代表引受会員</u> (同項に規定する代表引受会員をいう。)) が報告を行う場合は、<u>当該代表引受会員</u>。以下この条において同じ。)) が、次の各号に定めるところにより、行うものとする。</p> <p>1 <u>当該引受会員が引受けを行う株券等の募集</u> (新規公開において行うものに限る。)) に係る発行者の発行決議日及び価格等の条件を決定する日の翌日 (当日が休業日の場合は、翌営業日) までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出する。</p> <p>2 <u>当該引受けを行った月の翌月の 10 日</u> (当日が休業日の場合は、前営業日) までに、別に定める「増資状況報告書」を本協会に提出する。</p> <p>2 ( 現 行 ど お り )</p> <p style="text-align: center;"><b>付 則</b></p> <p>この改正は、本協会が別に定める日から施行し、同日以後、取締役会決議 (委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。) が行</p>	<p>4 <u>規則第 31 条第 3 項第 1 号及び第 5 号に規定する「連結」及び「持分法適用」の関係には、外国において実質的に同様の関係にあると認められる場合を含むものとする。</u></p> <p>5 <u>規則第 31 条第 3 項第 4 号に規定する「持株会等」には、株券の募集又は売出しが子会社連動配当株 (剰余金の配当が特定の子会社の剰余金の配当に基づき決定される旨が当該上場会社等の定款で定められた株式をいう。以下同じ。) に係るものである場合における当該連結子会社の従業員が組織するもの (当該子会社連動配当株を取得するものに限る。) を含むものとする。</u></p> <p>6 <u>規則第 31 条第 4 項第 5 号に規定する「特別目的会社」及び同項第 6 号に規定する「特定目的信託」には、外国においてこれに相当するものを含むものとする。</u></p> <p>(引受けの報告)</p> <p>第 16 条 規則第 33 条第 1 項に規定する報告は、それぞれの株券等の募集の<u>代表引受会員</u> となった会員が、<u>引受けを行う株券等の募集に係る発行者の発行決議日及び価格等の条件を決定する日の翌日</u> (当日が休業日の場合は、翌営業日) までに本協会に当該株券等の募集に関する記者発表資料を提出するとともに、<u>当該引受けを行った月の翌月の 10 日</u> (当日が休業日の場合は、前営業日) までに、別に定める「増資状況報告書」を本協会に提出することにより行うものとする。</p> <p>( 新 設 )</p> <p>( 新 設 )</p> <p>2 ( 省 略 )</p>

改正案	現行
われる株券等の募集及び売出しから適用する。	